

## 秋田県告示第503号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 第1

#### 1 名称

飯田川公園鳥獣保護区飯田川公園特別保護地区

#### 2 区域

飯田川公園鳥獣保護区のうち、県道秋田昭和飯田川線と市道旭町支線との交点を起点とし、同県道を北へ約290メートル進んで飯田川南公園散策路との交点に到り、同散策路を南東に進み同公園駐車場北端に到り、同駐車場北縁を南東に進み市道南公園線へ到る参道に到り、同参道を南進して三吉神社鳥居前、お不動さん前を経て同市道へ到り、同市道を南進し市道旭町支線との交点に到り、同市道を西進し起点に到る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

#### 4 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

飯田川公園鳥獣保護区は、潟上市の北部に位置し、低標高の丘陵地帯であり池沼・河川が適度に入り組んでいる。林況は、スギの人工林及びナラ類の天然広葉樹林が混在しており、野生鳥獣の生息環境に適した区域となっている。

特に、当該保護区区域内の中でも、特保指定区域は、寺社周辺のスギ人工林及びナラ類の広葉樹林が混在し、多種多様な鳥獣の重要な生息地になっている。

このため、当該地区は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

### 第2

#### 1 名称

祓川鳥獣保護区祓川特別保護地区

#### 2 区域

祓川鳥獣保護区のうち、由利森林管理署管轄の国有林1073林班の区域

#### 3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

#### 4 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

祓川鳥獣保護区は、由利本荘市の南部に位置し、鳥海国定公園の一部を成している。林相は、人工林、天然林等、変化に富む地域であり多様な鳥獣が生息しているほか、大小の河川や多数の湿原による豊富な水資源及び多様な自然環境が形成され、多くの野生鳥獣の生息環境に適した区域となっている。

特に、当該保護区区域内の中でも、特保指定区域は、ブナ及びナラ類の広葉樹主体の林相を成し、多種多様な鳥獣の重要な生息地になっている。

このため、当該地区は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

### 第3

#### 1 名称

方角沢鳥獣保護区方角沢特別保護地区

#### 2 区域

方角沢鳥獣保護区のうち、県道土川神岡線と旧西仙北町、旧神岡町の境界との交点を起点とし、同県道を南西に515メートル進んだ地点より雄物川地域森林計画区旧神岡町4林班2小班と3小班の小班界西北端への見通し線を

北西に進んで同林班2小班と2の1小班と3小班的小班界交点に至り、同点より同林班2の1小班2の2小班と3小班及び4小班並びに5小班的小班界を北西に進んで旧西仙北町と旧神岡町の境界との交点に至り、同境界を北東に進んで雄物川地域森林計画区旧西仙北町84林班10の1小班と7小班的小班界との交点に至り、同点より同林班10の1小班及び8の1小班と7小班及び6小班的小班界を南東に進んで同県道との交点に至り、同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

方角沢鳥獣保護区のうち、中央部の湯の台・小方角沢湿原は、ミカズキグサ、キンコウカ、サギソウ、モウセンゴケ等の湿性植物が占めており、周辺の落葉広葉樹林と一体となり、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため当該区域は、方角沢鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第4

1 名称

乙越沼鳥獣保護区乙越沼特別保護地区

2 区域

乙越沼鳥獣保護区のうち、乙越沼公有水面の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

乙越沼鳥獣保護区のうち、乙越沼の区域は、その豊富な水資源とともに、餌となるヨシ、マコモ、ガマ等水生植物や水生昆虫が豊富にあることから、常時数百羽の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

このため当該地区は、乙越沼鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第5

1 名称

八乙女鳥獣保護区八乙女特別保護地区

2 区域

大仙市極楽野地内の私道と市道八乙女線との交点を起点とし、私道を東進して同市道との交点に至り、同市道を南東に約180メートル進んで八乙女公園三角点（標高140メートル）に至る歩道との交点に至り、同歩道を南東に進んで雄物川地域森林計画区旧中仙町9林班と10林班の林班界北東端に至り、同林班界を南西に進んで同市道との交点に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成50年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

八乙女鳥獣保護区八乙女特別保護地区は、大仙市八乙女公園及び公園周辺の針葉樹と広葉樹の大木と低層木で構成する森林区域であって、鳥獣にとって貴重な生息環境であるとともに、地域住民に親しまれている森林公園であるため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第6

- 1 名称  
 払田鳥獣保護区払田特別保護地区
- 2 区域  
 大仙市払田地内の雄物川地域森林計画区旧仙北町1林班及び高梨神社並びに払田柵跡区域
- 3 存続期間  
 平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分  
 身近な鳥獣生息地の保護区

- (2) 指定目的  
 払田鳥獣保護区払田特別保護地区は、大仙市東部に位置し、周辺は一面水田や耕作地の中、唯一である緩やかな丘陵地に、人工林やナラ類の落葉広葉樹が混在しており、近くには水田や農業用水路の豊富な水資源があることから、里山に生息しているキジ、シジュウカラ等の身近な鳥を観察することができる区域である。  
 また、古くから高梨神社、払田柵跡等歴史ある地域でもあり、地域住民に親しまれていることから、鳥獣の良好な生息地を確保し、近隣の児童や観察者の鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。  
 このため当該地域は、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## 第7

- 1 名称  
 保呂羽山鳥獣保護区保呂羽山特別保護地区
- 2 区域  
 保呂羽山鳥獣保護区のうち、市道大木屋金井神線と雄物川地域森林計画区旧大森町48林班と国有林湯沢森林管理署1001-Ⅱ林班との境界の交点を起点とし同境界を北進し波宇志別神社有地と秋田県林業公社造林地との境界に至り、同境界を南進し雄物川地域森林計画区旧大森町48林班と50林班との境界に至り、同境界を南進し雄物川地域森林計画区旧大森町48林班と49林班との境界に至り、同境界を南西に進み同市道との交点に至り、同市道を西進し起点に致る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間  
 平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分  
 森林鳥獣生息地の保護区

- (2) 指定目的  
 保呂羽山鳥獣保護区は、横手市大森町にある保呂羽山を中心とした周辺に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林等林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、アオゲラ、アカゲラ、ニホンカモシカ等をはじめ多様な鳥獣が生息している。  
 特に、当該鳥獣保護区の中でも、雄物川地域森林計画区旧大森町48林班内は、秋田県自然環境保全地域を含み、落葉広葉樹林等の原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。  
 このため、当該区域は、保呂羽山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## 第8

- 1 名称  
 皆瀬ダム鳥獣保護区皆瀬ダム特別保護地区
  - 2 区域  
 皆瀬ダム鳥獣保護区のうち、皆瀬ダム公有水面の区域
  - 3 存続期間  
 平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
  - 4 保護に関する指針
- (1) 指定区分  
 集団渡来地の保護区
  - (2) 指定目的

皆瀬ダム鳥獣保護区は、秋田県が管理する皆瀬ダムを中心とした区域であり、ダム湖の豊富な水資源と周囲の森林環境により、渡りの中継地として多数の渡り鳥が利用している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも皆瀬ダム公有水面の区域は、マガモをはじめとする多数の渡り鳥が中継地として利用しているほか、水辺を生活のよりどころにしているヤマセミ等も確認されている。

このため、当該区域は、皆瀬ダム鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。